

「帰ってきた正義のヒーロー」和田(福知山商工会議所青年部に所属させてもらってます)
この事務所通信でも何度か登場しております、正義のヒーロー☆彡福知戦隊ダイヤスリー！！
演出のクオリティが年を重ねるごとにあがって今やCGや専用の登場曲まであります。先日、市内の保育園のイベントに永遠の宿敵「不景気大將軍」が午前11時から出沒するという具体的な情報を聞きつけ(笑)、なぜか朝6時からスタンバイ…(-_-)zzz



今回は大江山の鬼こと酒呑童子の魂を胸のエンブレムに、鬼のパワーを解放し重たい金棒を使いこなす酒呑童子ブルー役でした。ダイヤスリーですが、最近露出回数も増え、子供達の間ではかなり知名度上がってるように感じます。その日も登場した時の歓声はけっこう凄くてビックリしました。日本全国から集結するご当地ヒーローイベントに出演のオファーがあったとの噂も…。まだ噂ですけどね(^_^)

今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【ロックアップ】

株式の新規公開時、その銘柄の大株主などが「公開後の一定期間、市場で持株を売却しない」ことを公開前に契約を交わす制度のこと。「鍵を掛ける」という意味で、公開直後に大量の株式を売却することによる相場の混乱を防ぐことを目的としている。ロックアップ期間中でも上場後に株価が急騰し、公募価格の1.5倍以上になればロックアップ解除となる。大株主などが利益確定のため株式売却を進めて大幅下落するケースも多い。

知っとこ! 「税務のマメ知識」

【「相続空き家」を売却したときの特例】

2016年度の税制改正により「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例」が創設されました。いわゆる「相続空き家」を売却したときの特例です。人口の減少が進みつつある日本では、将来的に空き家が増えていく恐れがあります。また近年では全国で自然災害が多発しており、そのような状況下において旧耐震基準(1981年5月31日以前の耐震基準)の下で建築された空き家の増加を抑制することを目的にこの特例が創設されました。具体的には、被相続人(亡くなった方)が1人で住んでいた家屋や土地を相続などにより取得した人が売却したとき、特定の要件を満たせばその利益から3000万円を控除することができます。つまり3000万円までのプラスの財産であれば税金はかからないということです。対象となる家屋や適用要件など、この特例を受けるためには詳細な規定がありますが、大まかにいえば「家屋が旧耐震基準で建築されていること」「相続や遺贈などにより取得した、被相続人が住んでいた家屋などを売却すること」「相続の開始があった日から3年目の12月31日までに売却すること」「売却代金が1億円以下であること」などの要件を満たす必要があります。なお、この特例の適用期間は2023年12月31日までなので、対象となる方は早めに取り組みしましょう。



増えていく恐れがあります。また近年では全国で自然災害が多発しており、そのような状況下において旧耐震基準(1981年5月31日以前の耐震基準)の下で建築された空き家の増加を抑制することを目的にこの特例が創設されました。具体的には、被相続人(亡くなった方)が1人で住んでいた家屋や土地を相続などにより取得した人が売却したとき、特定の要件を満たせばその利益から3000万円を控除することができます。つまり3000万円までのプラスの財産であれば税金はかからないということです。対象となる家屋や適用要件など、この特例を受けるためには詳細な規定がありますが、大まかにいえば「家屋が旧耐震基準で建築されていること」「相続や遺贈などにより取得した、被相続人が住んでいた家屋などを売却すること」「相続の開始があった日から3年目の12月31日までに売却すること」「売却代金が1億円以下であること」などの要件を満たす必要があります。なお、この特例の適用期間は2023年12月31日までなので、対象となる方は早めに取り組みしましょう。

今を生きる 先人の言葉

とにかく毎日が
新しい日なんだ

アメリカの小説家であるアーネスト・ヘミングウェイの言葉。今日どんなに悪いことがあっても、また良いことがあっても、明日には別の新しい一日がやってくる。

